

いじめ防止基本方針



上市町立相ノ木小学校

1 いじめ防止基本方針

(1) 目的

本校では、家庭や地域と連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進する「相ノ木小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

(2) いじめの定義

いじめとは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

（「いじめ防止対策推進法」より）

(3) 基本理念

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。また、いじめはどの学校、どの学級でも起こりえます。そのため、いじめに対する認識を全教職員で共有し、すべての子供を対象として、迅速かつ組織的にいじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組むことが重要です。さらに、いじめの防止等の対策は、町、学校、家庭、地域住民が、それぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に連携して取り組むことが大切です。

2 本校のいじめの実態と課題

(1) 本校の実態

- ・本校の子供たちは、明るく元気ですが、人前で話をしたり、自主的に行動したりすることがやや不得意なところが見られ、好ましい人間関係を築くことが苦手なところがあります。また、特別に支援を要する子供が多く、すぐにかっとなったり、相手に手を出したりする姿が時々見られたり、友達同士で会話をするとき、乱暴な言葉遣いや思いやりに欠けた言葉遣いをしてしまい、相手の心を傷つける子供がいます。
- ・物事の善悪の判断が甘く、よくないことだと分かっているにもかかわらず行動してしまう子供がいます。また、自己中心的に物事を捉え、自分さえよければ構わないと考えがちな子供がいます。そのため、規範的な行動を全校できちんととることができない面があります。

(2) 本校の課題

- ・明るく元気な挨拶と相手を思いやる言葉遣いの定着を目指します。そのため、教師自らが手本となり、子供たちの言葉遣いや取り巻く言語環境に常に気を配り、子供たちが、正しく日本語を遣い、目上の人に敬語を遣うことや互いに「○○さん」と呼び合

うようにしていきます。

- どの子ども皆楽しく学校生活を送ることができるように、道徳の授業を中心に人権教育をしっかりと行うことが重要です。教育活動全般において、誰もが大切な存在であり、誰に対しても思いやることが大切であることを認識するように教えていきます。

3 いじめ事案への対処

(1) いじめ未然防止のための取組

① 「いじめを許さない、見過ごさない」学校・学級づくり

- 好ましい人間関係を育む学級づくり

「いじめは人間として絶対に許されない」雰囲気为学校全体につくるとともに、自他を大切に作る心と態度を育てる学級経営に努めます。

- いじめの相談・通報窓口

いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに係る情報や子供の問題行動等に係る情報を収集、記録、共有するようにし、子供の声を心を込めて聴くように努めます。

- 道徳教育・人権教育の充実

主たる教材として教科用図書を使用するとともに、地域教材等の開発、教材提示の工夫をし、心を耕す道徳の授業に努めます。また、道徳年間指導計画を基に、全教育活動において道徳教育を充実させ、人権尊重の精神や思いやりの心を育てます。

- いじめ問題に向き合う活動の実施

子供が自主的にいじめの問題について考え、議論する活動や子供たちやその保護者がインターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるような啓発活動を実施します。

② 一人一人の自己存在感・自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進

- 授業改善（分かる授業の実践）

すべての子供たちが参加・活躍できる楽しい授業づくりに努め、話し合い活動の充実と学力向上の保障を図ることで、一人一人が達成感を味わい、自己有用感を高めたいけるようにします。

- 主体的に取り組む児童会活動・学級活動の充実

子供が自律的に学校をよりよくしていこうとする児童会活動、生活の向上意識を醸成する学級活動の充実を図り、子供一人一人が役割をもって活動する場を多くもつようにします。また、なかよし班活動や全校集会を充実させ、多様な子供同士の関わり合いを生むことで、他を思いやる気持ちをしっかりとともたせるようにします。

- 学校行事等での一人一人の活躍の場

子供に目的意識をしっかりとともたせ、自分たちで企画運営していく学校行事、「自

分たちによる」「自分たちのための」学校行事を工夫します。子供たち一人一人が活躍の場を得て、生き生きと活動し、達成感を十分に味わうことで、互いの存在や有用感を高めていきます。

③ いじめ防止に向けた体制づくりの強化

・いじめ問題に関する年間指導計画の作成と取組

いじめの未然防止・早期発見への取組と校内委員会等を含めた教職員研修を関連付けた年間指導計画を作成、実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努めます。

※ 参照【表1 いじめ対策年間指導計画】

・いじめに関する研修体制の充実

本校におけるいじめの実態や社会的ないじめの現状を具体的に把握し、いじめの防止・早期発見のための方策や発見したときの対応の仕方等の研修体制と実践を充実します。

・配慮が必要な子供への支援

特に配慮が必要な子供については、日常的に子供の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の子供に対する必要な指導を組織的に行います。

・いじめ防止等対策組織の設置

複数の教職員、心理・福祉等の専門的知識を有する者のその他の関係者により構成されるいじめ防止等対策組織（「いじめ対策生徒指導委員会」）を設置し、いじめの未然防止、早期発見・事案対処等を組織的に行うための中核となる役割を担います。また、本組織は学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているか点検を行うようにします。

※ 参照【図1 いじめ防止等対策組織】

(2) いじめ早期発見のための取組

① 日常観察

休み時間や放課後の子供の様子の観察、子供とのやりとり、保護者との懇談会や家庭訪問等を通して、アンテナを高くして子供たちを見守るようにします。子供や保護者、教職員が気軽に相談できるような雰囲気をつくるとともに、いつでも相談できる体制の整備に努め、子供や保護者の思いや悩みに素早く対応できるようにします。

② 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、地域との信頼関係を築き、円滑な連携が取れるようにします。また、教育委員会、中学校、総合教育センター等の関係諸機関と連携して、情報交換、課題解決を図ります。また、学校だよりやホームページ等を活用して、学校の動きを地域や保護者に情報発信し、学校理解の推進のための努力をします。

③ 子供理解の充実を図る教育相談

定期的なアンケート調査と教育相談の機会を設定し、子供一人一人の思いや人間関係を把握し、担任との心のやり取りを図り、いじめを訴えやすい雰囲気づくりに努めます。また、教育相談を通して、いじめにつながる情報を得て、教職員全員で共通理解を図ります。

(3) いじめが起きたときの早期対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせ、いじめられた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保します。
- ・いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認します。
- ・いじめの事実が確認された場合、直ちに「いじめ対策生徒指導委員会」を開き、情報を共有し、組織的な対応を協議します。
- ・結果を町教育委員会に報告し、事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じます。
- ・犯罪行為を伴うもの等、本校や町教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と相談をして対応します。
- ・いじめが起きた集団の子供に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、その中で同調していた子供に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てます。
- ・再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- ・いじめが「解消している」状態の判断は、単に謝罪をもって安易に解消することはなく、少なくとも次の2つの要件が満たされていることが必要です。

i いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当期間継続していること（少なくとも3か月。ただし、いじめの被害の重大性等から長期の設定が必要である場合もあります）

ii 被害に遭った子供が心身の苦痛を感じていないこと

被害に遭った子供がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。（被害に遭った子供及びその保護者に面談等で確認します）

- ・いじめが解消している状態に至った上で、真にいじめ問題を乗り越えた状態とは、被害に遭った子供の回復、加害者の子供が抱えるストレス等の問題の除去、当事者や周りの者全員を含む好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものです。

※ 参照【図2 いじめが起こったときの組織的対応】

(4) 重大事態への対処

① 重大事態の定義

- ア いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合（「いじめ防止対策推進法」より）

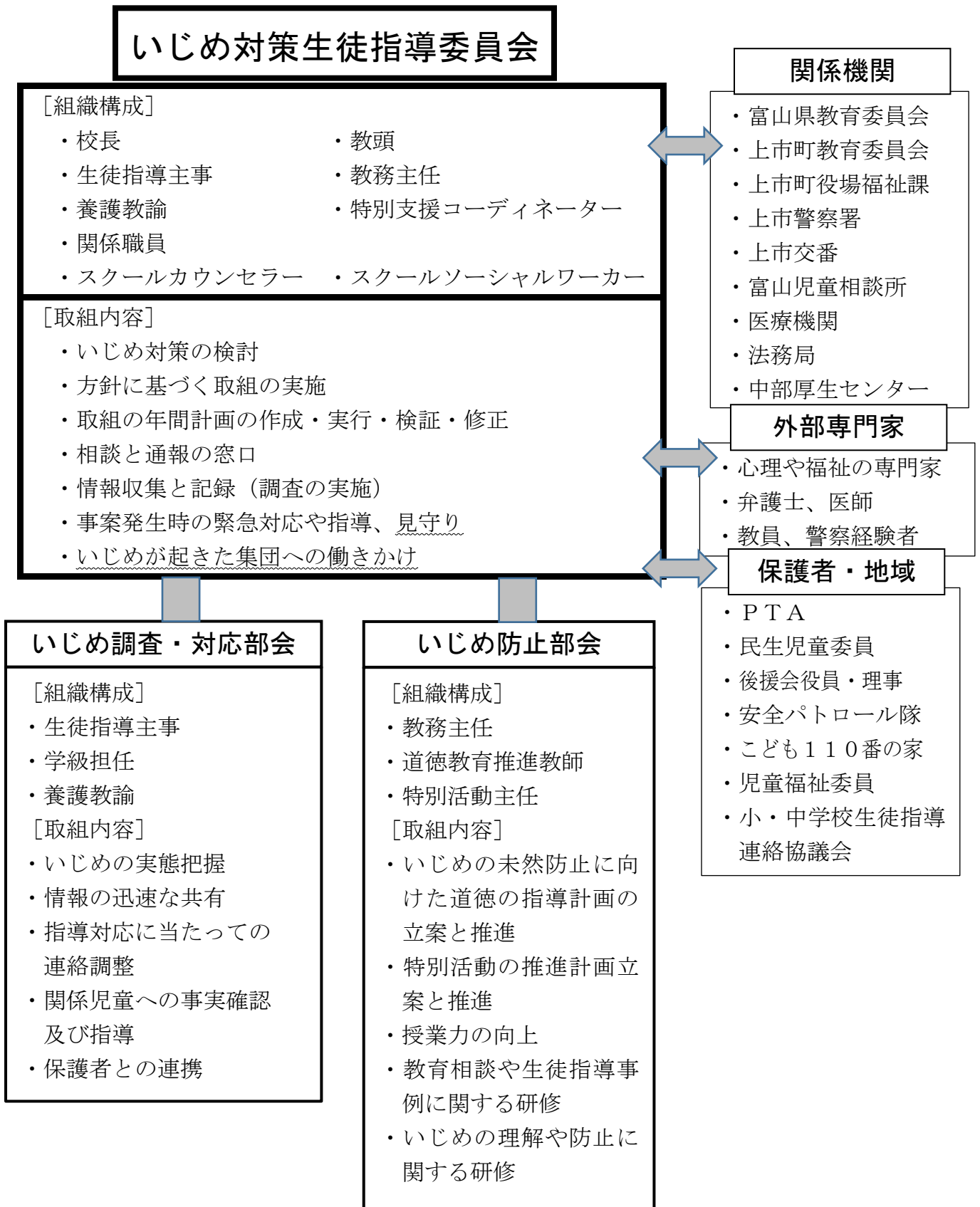
② 重大事態への対処

- ・速やかに町教育委員会に報告し、町教育委員会と協議の上、事案に対処する組織を設置します。
- ・事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとります。
- ・調査結果について、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供します。
- ・「いじめ対策生徒指導委員会」を活用し、第三者（外部の専門家等）を加えた新たな調査組織を設置することも検討します。

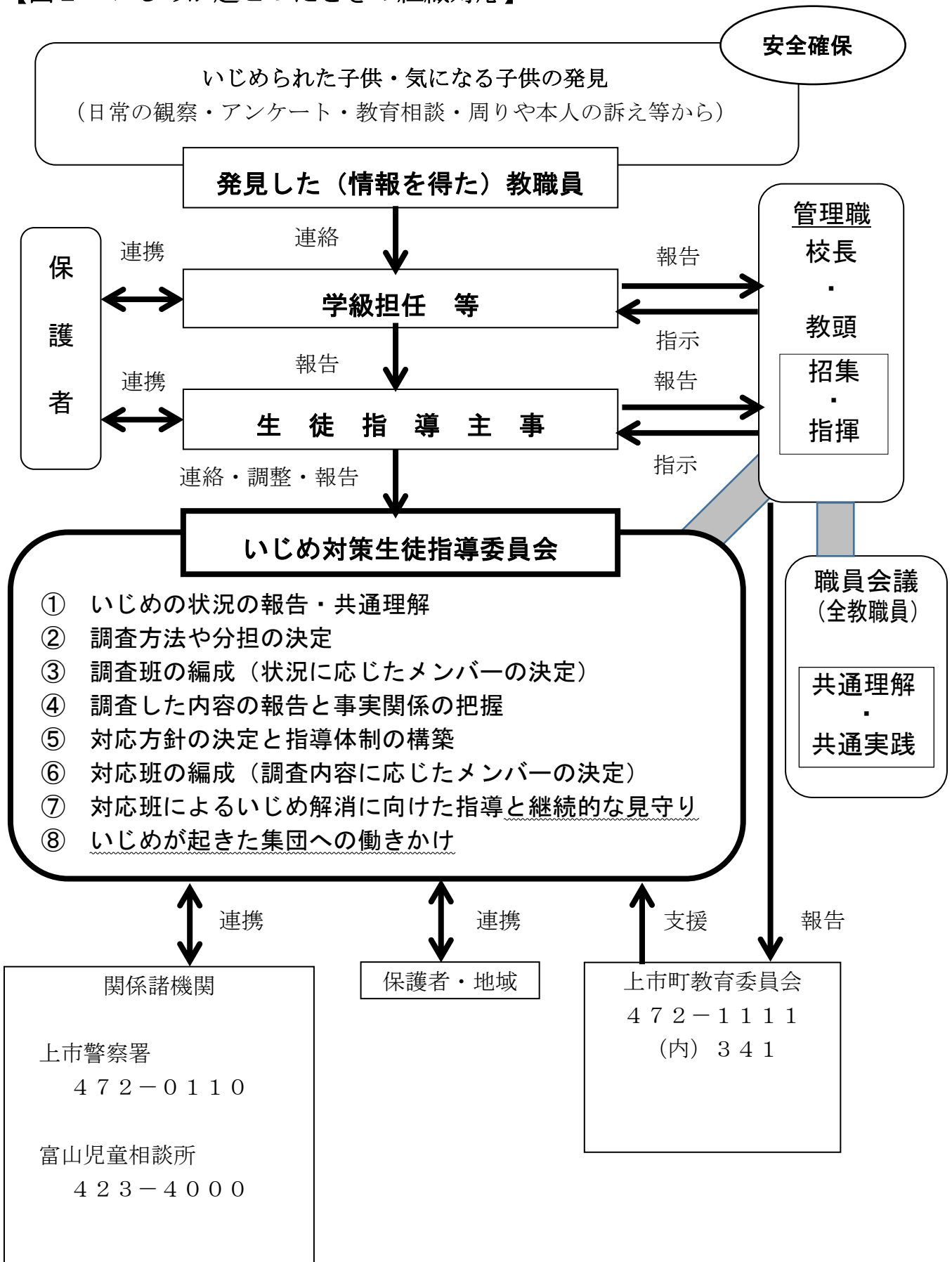
③ 対処における留意事項

- ・学年又は学校全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会を開催します。
- ・事案によってはマスコミの対応も考えられるので、対応の窓口を明確にして適切な対応に努めます。

【図1 いじめ防止等対策組織】



【図2 いじめが起こったときの組織対応】



いじめられた子供・気になる子供の発見
(日常の観察・アンケート・教育相談・周りや本人の訴え等から)

発見した(情報を得た)教職員

保護者

連携

連絡

学級担任等

報告

指示

報告

連携

生徒指導主事

報告

指示

連絡・調整・報告

いじめ対策生徒指導委員会

- ① いじめの状況の報告・共通理解
- ② 調査方法や分担の決定
- ③ 調査班の編成(状況に応じたメンバーの決定)
- ④ 調査した内容の報告と事実関係の把握
- ⑤ 対応方針の決定と指導体制の構築
- ⑥ 対応班の編成(調査内容に応じたメンバーの決定)
- ⑦ 対応班によるいじめ解消に向けた指導と継続的な見守り
- ⑧ いじめが起きた集団への働きかけ

職員会議(全教職員)

共通理解
共通実践

関係諸機関

上市警察署
472-0110
富山児童相談所
423-4000

保護者・地域

上市町教育委員会
472-1111
(内) 341

連携

連携

支援

報告